# 一般社団法人猪苗代青年会議所 情報公開規程

# 第1章 目 的

第1条 この規程は、一般社団法人 猪苗代青年会議所(以下「本会」という)が、その活動状況、運営内容及び 財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、本会の公正で開かれた活動を推進する ことを目的とする。

# 第2章 法人の責務

第2条 本会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重 するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

# 第3章 情報公開の方法

第3条 本会は、情報の種類に応じ、公表、書類の事務所備え置き並びに電磁的方法により行うものとする。 2. 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事会で定める。

#### 第4章 書類の事務所備え置き

第4条 本会は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、また、閲覧請求に対しその閲覧ないしは その一部を謄写させるものとする。

### 第5章 閲覧場所及び閲覧日時

第5条 本会の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、本会事務局とする。

2. 閲覧可能な日は本会の休日以外の原則火曜日・水曜日・金曜日とし、閲覧の時間は、午前9時から午後1時までとする。

#### 第6章 閲覧等に関する事務

第6条 本規程第5条第1項に掲げる備え置き書類の閲覧については、正会員から閲覧等の申請があったときは次により取り扱うものとする。

- (1)閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
- (3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。
- 2. 公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとし、閲覧方法等については前条第1号から第3号を準用する。

第7条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経てこれを定める。

# 第7章 個人情報の保護

第8条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

2. 個人情報を含む業務を第三者に委託する場合には、本会が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適宜、確認・指導するものとする。

第9条 個人情報の安全管理のため、個人情報の漏洩又はそれに繋がる備品の紛失防止に努めるものとし、必要に応じて適正な措置を定め、当該個人情報を取り扱う正会員及び事務担当者等に遵守させなければならない。

第10条 保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・廃棄しなければならない。

第11条 特定個人情報の保護については、別途規程に定める。

# 第8章 管理

第12条 本会の情報公開に関する事務は、執行年度理事長が責任者となり、理事長の選任したものが管理する。

第9章 改廃

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

2013年3月12日 制定 2017年5月 2日 改正